

議会運営委員会会議録

開閉日時 平成24年2月23日(木) 午前10時00分～午前10時43分
会 場 委員会室

1. 出席者

6番 幸前信雄、12番 内藤とし子、13番 磯貝正隆、
14番 内藤皓嗣、16番 小野田由紀子
オブザーバー 議長、副議長、
1番 磯田義弘、2番 黒川美克

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

柳沢英希、浅岡保夫、柴田耕一、杉浦辰夫、北川広人、鷺見宗重、
小嶋克文

4. 説明のため出席した者

市長、行政管理部長、行政契約GL

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- 1 平成24年3月定例会について
 - (1) 議案の説明について
 - (2) 議案の取り扱いについて
 - (3) 一般質問の受付について

- (4) 予算特別委員会委員の指名について
- (5) 請願書、陳情書及び意見書（案）の取り扱いについて
- (6) 議員派遣について

2 その他

7. 会議経過

委員長挨拶

市長挨拶

議長挨拶

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて、御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 御異議なしと認め、副委員長の幸前信雄委員を指名いたします。

《議 題》

1 平成24年3月定例会について

(1) 議案の説明について

委員長 当局の説明を求めます。

行政管理部長 それでは、3月定例会に付議させていただきます案件につきまして、ご説明申し上げます。案件といたしましては、同意が1件、一般議案が16件、補正予算が8件、当初予算が8件及び報告が2件の計35件をお願いするものでございます。始めに、同意第1号は、固定資産評価審査委員会委員篠田裕重氏の任期満了に伴い、再度選任いたしたく、御同意をお願いするものでございます。次に、議案第1号は、住民基本台帳法の一部改正等により、外

国人である住民に関し、外国人登録原票が廃止され、日本国籍を有する住民と同様、住民基本台帳に記録されることとなることに伴い、関係条例について所要の規定の整備を行うものであります。議案第2号は、個人の所得割の納税義務者に係る寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人について、「NPO たかはま」ほか市内の7法人を指定するものであります。議案第3号は、第1次地域主権一括法による公営住宅法の一部改正に伴い、市が定めることとなりました入居者資格を定める等のものでございます。議案第4号は、議案第1号で申し上げましたとおり、外国人登録制度の改正に伴い、愛知県後期高齢者医療広域連合規約について、所要の規定の整備を行うものであります。議案第5号は、全国的な暴力団排除の流れの中、本市におきましても、市、市民及び事業者が一体となって暴力団の排除を推進し、安全で平穏な生活を確保するため、必要な事項を定めるものであります。議案第6号は、愛知県が港湾緑地用地とする目的で行った、高浜市新田町五丁目77番地及び芳川町一丁目9番地に面する防潮堤敷並びに芳川町一丁目162番地の地先公有水面埋立てが竣功したことに伴い、新たに生じた土地、2万1,318.58平方メートルの確認手続を行うもので、議案第7号は、この新たに生じた土地について、高浜市芳川町一丁目に編入するための町の区域の変更を行うものであります。議案第8号は、平成24年度における市長、副市長の給料月額について、引き続き、市長にあつては20%、副市長にあつては10%を減額するものであります。議案第9号は、職員を派遣することができる法人である財団法人愛知県市町村振興協会が、本年、4月1日より公益法人化することに伴い、名称の変更を行うものであります。議案第10号は、平成24年度における教育長の給料月額について、引き続き、10%を減額するものであります。議案第11号は、平成24年1月4日をもって旧愛知郡長久手町が市制を施行したこと及び尾張旭市、長久手町衛生組合の名称変更に伴い、愛知県市町村職員退職手当組合理約について、所要の規定の整備を行うものであります。議案第12号は、平成24年4月1日より、いきいき広場に設置する、発達専門相談員の報酬について定めるものであります。議案第13号は、平成24年度から平成26年度までの介護保険料率の算定根拠となる所得段階及び額を定めるものであります。議案第

14号は、第2次地域主権一括法による図書館法の一部改正に伴い、図書館協議会委員の資格が条例に委任されたため、当該規定を条例で定めるものであります。議案第15号は、議案第14号と同様、博物館法の一部改正に伴い、かわら美術館運営審議会委員の資格を定めるものであります。議案第16号は、教育委員会内に、教育センターを設置することに伴い、教育委員会に係る職員定数を1名増員するためのものであります。続きまして、議案第17号は、一般会計の第7回補正予算で、補正予算書の5ページをお願いいたします。歳入歳出それぞれ2億3,690万8千円を減額し、補正後の予算総額を136億8,958万2千円といたすものであります。8ページをお願いいたします。繰越明許費は、公共施設あり方計画作成支援業務委託事業及び都市計画基礎調査等業務委託事業において、年度内の完了が見込めないため、繰り越しをいたすものであります。56ページをお願いいたします。歳入であります。9款1項1目地方交付税は、東日本大震災等の影響により地方交付税の減額が見込まれるため、特別交付税7,500万円を減額いたすものであります。58ページをお願いいたします。13款1項1目民生費国庫負担金は、保育単価の引き下げに伴う保育所運営費国庫負担金の減、子ども手当制度の見直しに伴う子ども手当負担金の減、生活保護世帯の減に伴う生活保護費負担金の減などにより、合わせて1億4,873万7千円を減額いたすものであります。62ページをお願いいたします。17款1項1目基金繰入金は、今回の補正に伴う財源調整として、財政調整基金繰入金2,323万5千円の減及び市民予算枠事業等の事業費の確定に伴うまちづくりパートナーズ基金繰入金1,687万2千円の減により、合わせて4,054万9千円を減額いたすものであります。次に、歳出につきまして、72ページをお願いいたします。3款1項3目障害者在宅・施設介護費は、障害者自立支援給付事業において、給付実績の見込増等により、合わせて856万4千円を増額いたすものであります。76ページをお願いいたします。4款1項3目医療対策推進費は、地域医療振興事業において、刈谷豊田総合病院高浜分院に対する病院事業運営費補助金5,457万7千円を増額いたすものであり、6款1項3目農業基盤整備費は、明治用水中井筋改修事業において、国の4次補正に伴う事業の前倒しにより、当該改修事業

等負担金として498万円を増額いたすものであります。次に、議案第18号から議案第23号までは、1ページにお戻りいただきますと、国民健康保険事業特別会計はじめ、6特別会計の補正予算で、主な内容は、事務事業の確定あるいは年度末の決算見込み等に伴う補正でございます。次に、議案第24号は、別冊になりますが、水道事業会計の第2回補正予算で、減価償却費、資産減耗費の確定に伴う補正でございます。続きまして、平成24年度当初予算について、申し上げます。始めに、議案第25号は、一般会計予算で、予算書の1ページをお願いいたします。一般会計の予算総額は、133億0,700万円で、対前年度比マイナス0.48%、6,480万円の減となっております。11ページをお願いいたします。地方債につきましては、臨時財政対策債6億円ほか、7億6,000万円を計上いたしております。歳入について申し上げます。55ページをお願いいたします。1款市税は、76億4,732万3,000円で、前年度より6,723万円の増を見込んでおります。60ページをお願いいたします。市税のうち、1款1項1目個人市民税は、24億8,899万3,000円で、前年度より2億1,705万9,000円の増収を見込み、2目法人市民税は、4億4,231万6,000円で、前年度より2,969万6,000円の増収を見込んでおります。66ページをお願いいたします。9款1項1目地方交付税は、普通交付税として2億4,000万円、特別交付税として9,000万円を計上いたしております。72ページをお願いいたします。13款1項1目民生費国庫負担金は、前年度より2億2,668万8,000円を減額いたしておりますが、主に、子ども手当負担金の減によるものであります。82ページをお願いいたします。17款1項1目基金繰入金は、財政調整基金繰入金5億8,590万8,000円ほか、6億6,745万円を計上いたしております。続きまして、歳出について申し上げます。106ページをお願いいたします。2款1項12目企画費の説明欄の4公共施設あり方検討事業は、716万9,000円を計上し、公共施設の今後のあり方を示す基本方針を市民の皆様とともに策定してまいります。なお、説明欄中、「AP」とありますのは、アクションプラン関連事業であることを示しておりますので、よろしくようお願い申し上げます。続きまして、110ページをお願いいたします。

2款1項18目防災対策費の1防災活動事業は、主なものといたしまして、113ページの説明欄の工事請負費をご覧くださいますと、1億0,027万5,000円を計上し、同報無線設備の整備を行ってまいります。134ページをお願いいたします。3款1項8目高齢者社会参加推進費は、説明欄の5生涯現役のまちづくり創出事業として357万7,000円を計上し、生涯現役のまちづくりの創出に向けた調査研究を実施してまいります。136ページをお願いいたします。同じく説明欄の6介護予防リハビリテーション調査事業は、352万3,000円を計上し、人生の現役状況を高齢者一人一人に示すことができるよう、システム化に向けた調査を実施してまいります。9目介護保険推進費は、説明欄の5介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業として1億3,340万円を計上し、小規模特別養護老人ホームの整備に向けた補助を実施してまいります。154ページをお願いいたします。3款2項3目家庭支援費の説明欄の16こども発達応援事業は、2,611万5,000円を計上し、こども発達センターに新たに発達専門相談員1人を配置し、児童・生徒の相談体制の充実を図ってまいります。162ページをお願いいたします。4款1項3目医療対策推進費の1救急医療事業は、負担金として520万円を計上し、刈谷豊田総合病院と市内の診療所をインターネットで結ぶ地域医療連携ネットワークを形成してまいります。180ページをお願いいたします。7款1項3目観光資源開発費の観光推進事業は、観光資源を掘り起こし、観光の推進を図るため、高浜市観光協会に対して、1,000万円の事業費補助を実施してまいります。184ページをお願いいたします。8款2項1目生活道路新設改良費の説明欄の2市道新設改良事業では、公有財産購入費として3,000万円、補償、補填及び賠償金として1億8,000万円を計上し、市道港線の道路拡幅を推進してまいります。220ページをお願いいたします。10款5項4目青少年育成・活動支援費の説明欄の4こども・若者成長応援事業は、340万円を計上し、映画「タカハマ物語」の制作費補助を実施してまいります。以上が一般会計予算の概要でございます。次に、議案第26号から議案第32号までが、国民健康保険事業特別会計ほか5特別会計及び水道事業会計の当初予算であります。予算書の1ページにお戻りをお願いいたします。はじめに、特別会計全体

といたしましては、予算総額は、73億8,201万6,000円で、国民健康保険事業における保険給付費の増、介護保険給付費の増等により、前年度比プラス5%、3億5千399万9,000円の増となっております。次に、水道事業会計といたしましては、年間総給水量を500万立方メートルと見込み、予算総額は、前年度比マイナス4.6%、5,323万9,000円減の10億9,349万2,000円といたすものであります。なお、水道事業会計予算の詳細につきましては、別冊となっておりますので、ご参照ください。最後になりますが、報告第1号及び報告第2号は、平成24年度の高浜市土地開発公社及び高浜市総合サービス株式会社の経営状況についての報告でございます。3月定例会に付議させていただきます案件につきましては、以上のとおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

委員長 ただいま、当局より説明のありましたとおり、同意1件、一般議案16件、補正予算8件、当初予算8件、報告2件であります。ただいまの説明に対する質疑を許します。

意見なし

委員長 ないようでしたら、市長。

市長挨拶

(2) 議案の取り扱いについて

委員長 事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案の取り扱いについて、説明させていただきます。3月定例会の会期及び会議日程につきましては、既に昨年12月20日開催の議会運営委員会で決定をいただいておりますが、会期につきましては、3月1日から3月26日までの26日間でございます。議案の取り扱いにつきまして

は、3月1日の本会議初日において、同意第1号を即決でお願い、議案第1号から議案第32号の上程、説明を受け、報告第1号及び報告第2号の報告を受けます。3月6日、二日目と、7日、三日目の二日間は、一般質問、一般質問終了後に関連質問を願い、3月9日の第四日目は、議案第17号から議案第24号までの補正予算の質疑、討論、採決をお願いし、議案第1号から議案第16号並びに議案第25号から議案第32号の総括質疑、予算特別委員会の設置、議案の委員会付託をお願いしたいと思います。3月12日、13日につきましては、予算特別委員会に議案第25号から議案第32号までの8議案の審査をお願いするものでございます。3月16日の総務建設委員会におきましては、議案第1号から議案第11号までの11議案を、3月21日の福祉文教委員会におきましては、議案第12号から議案第16号までの5議案の付託案件の審査願うものでございます。最終日の3月26日に、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決の順でお願いしたいと存じます。

委員長 当局より提示がありました案件につきましては、ただいま、事務局が説明しました案のとおり、決めさせていただいて、よろしいでしょうか。

異 議 な し

委員長 御異議もないようですので、案のとおり、決定をさせていただきます。

(3) 一般質問の受付について

委員長 一般質問の受け付けは、議会運営に関する申し合わせにより、2月24日、金曜日の午前8時30分から午後5時までといたします。質問の順序は受付順といたします。ただし、24日の午前8時30分以前に二人以上ある場合は、抽選により質問の順序を決めさせていただきます。これに御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 御異議もないようですので、そのように決めさせていただきます。ここで、事務局から発言を求められていますので、これを許可いたします。

事務局 それでは、1件、お諮りを願いたいことがございますので、よろしくお願ひしたいと思います。それは、昨年の3月定例会から一般質問通告書の様式を一部変更させていただきました、質問方式欄を設けさせていただきました。そこで、これに関連しまして、現在、質問項目を議員の皆さま及び当局の主幹以上の方に、冊子状にしたもの、傍聴の方へはA4サイズにまとめたものを配布させていただいているところですが、いずれも、一括質問一括答弁方式か一問一答方式かの質問方式を質問議員名の下辺りですかね、明示したいと存じますが、これについての可否をお諮り願ひしたいと思います。

委員長 ただいま、事務局から質問項目の冊子などに質問方式を明示する旨の提案がございました、これに御異議ありませんか。

異 議 な し

委員長 御異議もないようですので、そのようにさせていただきます。

(4) 予算特別委員会委員の指名について

委員長 事務局から説明を願います。

事務局 それでは、予算特別委員会委員の構成メンバーは、4年間の構成表で決めていただいておりますので、御報告のほう、させていただきます。黒川美克議員、浅岡保夫議員、幸前信雄議員、杉浦敏和議員、鈴木勝彦議員、内藤とし子議員、内藤皓嗣議員、小野田由紀子議員、以上の8名の議員の皆さまになります。

委員長 事務局が報告しました、8名を議長より指名することに、御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 御異議もないようですので、そのように決定をいたします。

(5) 請願書、陳情書及び意見書(案)の取り扱いについて

委員長 昨日までに提出のありましたのは、陳情書2件であります。陳情第1号及び陳情第2号につきまして、付託先の委員会を事務局から発言を願います。

事務局 それでは、お手元に「陳情文書表(案)」と各陳情書の写しを配布させていただいておりますが、提出されました陳情2件の付託委員会につきましては、陳情第1号「ミニポートピア建設中止の田戸町町内会投票結果を尊重し、支持されることを求める陳情」、陳情第2号「ミニポートピア建設反対の陳情」、以上、2件につきまして、ともに総務建設委員会に付託するというご希望と存じます。

委員長 ただいま、各陳情の付託委員会について、事務局より発言がございましたが、そのように決定をさせていただいて、よろしいでしょうか。

異 議 な し

委員長 御異議もないようですので、そのように決定をさせていただきます。

(6) 議員派遣について

委員長 事務局より説明を願います。

事務局 別紙の「議員派遣について(案)」を御覧いただきたいと思っております。この件につきましては、議員を派遣しようとするときは議会の議決でこれを決定すると会議規則で定められておりますので、議員派遣について、を議長発議で行っていただきたいと思っております。内容につきましては、東海市議会議長会の定

期総会が岐阜県岐阜市におきまして開催されますので、4月19日に議長と副議長が出席する予定ですが、議長は議会を代表するということで議員派遣の対象にはなりませんので、副議長の杉浦敏和議員を派遣させていただくというものでございます。この3月定例会の最終日に議長発議で議決をお願いしたいと存じますので、よろしくをお願いしたいと存じます。

委員長 ただいま、事務局が説明いたしました案のとおり、3月定例会の最終日に、議員派遣について、を議長発議で行うということで、よろしいでしょうか。

異 議 な し

委員長 御異議もないようですので、そのように決定させていただきます。

2 その他

委員長 市議会取材依頼について、事務局より報告願います。

事務局 市議会取材依頼につきましては、例年のおおり、株式会社キャッチネットワークより、3月定例会の初日、3月1日に行われる市長の施政方針と教育長の教育行政方針の撮影と、翌日以降のニュースとして放送したい旨の依頼がございましたので、よろしくをお願いしたいと存じます。

委員長 次に、3月9日の金曜日、本会議第四日の終了後、各常任委員会での自由討議に付する案件を選定するため、各派会議の開催後、議会運営委員会を開催いたしますので、御予定を願います。次に、6月定例会の日程を決定したいと思っておりますので、その開催日を御協議いただきたいと思います。案といたしまして、3月21日の水曜日、福祉文教委員会終了後、また、そののちに委員協議会が開催されるようであれば、福祉文教委員会委員協議会終了後に開催したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

異 議 な し

委員長 それでは、3月21日、福祉文教委員会終了後、また、委員協議会が開催されるようであれば、福祉文教委員協議会終了後に開催ということで、よろしく願いをいたします。それではここで、事務局から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

事務局長 それでは、3件、私のほうから願いを申し上げます。まず、1件目でございますが、ただいま、6月定例会の日程決定にかかる議会運営委員会の開催日の決定がありましたように、翌定例会の日程決定は、その定例会の最終常任委員会あるいは委員協議会があるようですと、その後の議会運営委員会で事務局から提出させていただいております案をもとに正式日程をお決めいただいているところでございます。これにつきましては、今後も同様に議会運営委員会のほうで決定をしていただくということになりますけれども、実際としましては、実は、毎年12月上旬ごろに翌年の6月定例会から翌々年の3月定例会の日程案を事務局内において作成をし、案を、実は持ち合わせをいたしております。この案を作成するに当たりましては、例えば、議長、各議員や市長が出席すべきわかる範囲での重要な行事予定、そして、休会日の設定、休日などの暦の関係、あるいは、一般質問における議員と当局との質問、回答作成期間など、いろいろなところを考慮して私ども事務局のほうで日程案を作成をさせていただいているのが実態でございます。これは、重ねて申し上げますと、毎年12月上旬ごろには、他市の市議会、市長の日程がからむ衣浦東部広域連合組合議会や衣浦衛生組合議会などの翌年の議会日程調整の依頼が事務局にございますので、事前にある程度確定した日程案を作成しておかなければ、それら組合等との日程調整が極めて困難になるということから、案を作成しているものでございます。そこで、大変恐縮で、前置きが長くなりましたが、本年からは、この3月の時期に、6月定例会から翌年の3月定例会の日程案を議員の皆様方にあくまでも御参考として事前に配布をさせていただくという取り扱いをしたいと考えたところでございます。また、定例会月におきましては、議員の皆さん方におかれましては、御予定をすべてあけていただいているということは存じておりますけれども、本日、お手元のほうに提示をさせていただいて

いる日程案は、あくまでも予定案でございますので、十分御承知おきをいただき、御留意をお願いしたいと存じます。特に、翌年の3月定例会につきましては、各種行事予定に不確定な部分が非常に多く、変更となる可能性が大きいということも言えますので御理解をいただきたいと思えます。なお、本日、ただいま申し上げました内容について御了承いただければ、この案を私のほうから幹部会に提示をさせていただいて、市の行事設定の参考などにさせていただきたいというふうに考えております。まず、ただいま申し上げました内容について1件お諮り願いたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

委員長 ただいま、事務局から定例会の1年間の日程案を全議員に事前に配布するという、また、その案を当局へも提示することに、御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 御異議もないようですので、そのようにさせていただきます。なお、あくまでも予定案でありますので、その取り扱いには御留意をいただきたいと思えます。

事務局長 それでは、恐縮ですが、2件目について御報告をさせていただきます。前回、2月14日に開催されました、議会運営委員会で今定例会に上程予定をいたしております会議規則の改正内容について御協議いただき、改正の御承諾をいただいておりますところでございますけれども、その際、内藤皓嗣議員のほうから発言のございました、疑義点について御回答を申し上げたいと思えます。お手元のほうにA4の資料を提出をさせていただいておりますので御覧をいただきたいと思えます。「改正会議規則疑義点の回答」という資料でございます。内藤議員のほうから御照会がありました第53条第3項及び改正第106条の相関関係についてということでございます。まず、発言内容の制限を規定をいたしております第53条第3項でございます。第53条第3項の規定は、議員は質疑にあったっては、自己の意見を述べるできないというものでございます。これは、ここにありまして、質疑は、すでに提案説明のあつ

た案件について生じた疑問点を提出者に聞くことであり、疑問の解明であるので、理論上、質問者は私見を述べる余地はない。仮に、質疑で意見を述べてよいと規定をすれば、意見が多くなり、討論になるおそれもある。質疑は質疑、討論は討論と厳格に区別すべきである。こういう見解でございます。そして、委員の発言を規定をいたしております、改正第106条でございます。ここでは、委員は、議題について自由に質疑し、及び、意見を述べることができると規定をされております。委員会は下審査機関として自由な環境で委員間の自由な意見交換、請願、陳情、審査などが想定されておるようではございますけれども、案件の提出者に対する率直な質疑等を行うことを期待されている。自由な意見交換と自由討議とは、概念が異なり、自由討議は、付託された案件の審査に当たり、結論を出す場合、合意形成に向け、委員相互間の議論の場である。自由に質疑し、及び、意見を述べることができるにより、単に議題となっている案件をよりよいものに修正していくことが期待され、質疑だけでは当該議案の内容を充実させる点に欠けるきらいがある。自由に意見が述べることは、質疑中に、討論に類した発言を認めるというのではなく、質疑に関連して自分の意見を述べても差し支えないという意味であるという解釈でございます。いずれにしても、これらは、「ぎょうせい」出版の「地方議会運営辞典」及び「自治日報社」出版の「議会運営の実際」という解説、逐条を引用させていただいた内容でございますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

委員長 ただいま、事務局から報告がありました。内藤皓嗣委員、よろしいでございますか。

意（14） とりあえず、結構です。

意（6） 委員会の席では、個人の意見を述べるという解釈で考えていいということですか。だから、前回の事務局長の説明だと、陳情、請願があった場合に、その趣旨がわからない場合に個人的な見解を述べるのは、やぶさかではないという理解だったんですけども、これですと、議案に対しても個人の意見を出していても別に差し支えないという解釈になるんですね。

事務局長 本来、これ議題とっておりますので、その範疇になるということになると思います。いわゆる、述べられてもいいということになろうと思いま

す。

意（6） それでは、本会議と委員会の席では、事実上、質疑というか議論する本質がちがうという、そういう解釈で理解すればよろしいわけですね。

事務局長 お見込みのとおりでございます。前段のほうの発言内容に制限というのは、これすなわち、討論と質疑を厳格に区別するために本会議は討論を行うんだと、したがって委員会については、それは御自由に意見を述べることは、やぶさかではないと、差しさわりが無いという見解だというふうに承知をいたしております。ただ、それはおそらく、陳情、請願が主になる場合もございましょうし、議案の場合でも、いわゆるこの中にありますけれども、修正していくことが期待されるというような言葉が表現されていますので、その中での意見を述べられるということについては、よろしいというふうに解釈をいたしております。それも当然、社会通念上、良識の範囲と申しますか、倫理上の範囲の中での御発言というのは、これは当然のことだろうというふうには承知をいたしております。

委員長 他に御意見もないようでございますので、この旨、よろしく願いをいたします。

事務局長 それでは、大変恐縮で、3件目のお願いをさせていただきます。臨時会の日程について、御案内をさせていただきます。正式には、4月の議会運営委員会で決定をしていただくということになりますけれども、御予定をあげていただくということで、御説明を申し上げます。まず、第1回の臨時会でございますけれども、4月16日、月曜日を予定をさせていただいておりますので、よろしく願いを申し上げます。現在、予定議案といたしましては、昨年がございませんでしたけれども、例年のごとくまいりますと、市税条例等の一部改正が出てくるということを想定をさせていただいております。これにつきましては、3月定例会の最終日に全員協議会でその旨の概要の説明があるというふうに当局から受け賜っております。そういたしますと、4月16日が第1回の臨時会ということになりますと、1週間前の、4月9日、月曜日に議会運営委員会を開催をしていただくこととなります。ちなみに、小中学校の入学式は、中学校が、4月5日、小学校が、4月6日となっておりますので申し添

えさせていただきます。次に、第2回の臨時会でございます。この第2回の臨時会につきましては、昨年、4月28日に仮の各派代表者会議において、今期、平成24年から平成26年につきましては、統一的に5月16日開催ということで御了解をいただいているところでございます。そういたしますと、第2回の臨時会の開催は、5月16日となりますので、1週間前の、5月9日、水曜日に議会運営委員会を開催をしていただくこととなります。同時に、臨時会の前日、5月15日、火曜日の午前10時から、議会運営委員会を開催をさせていただく予定となります。この5月15日につきましては、各委員会委員の変更届け等もございまして、最終の詰めをさせていただくということでございますので、よろしくお願いを申し上げます。今一度御確認申し上げます。第1回の臨時会は、4月16日、月曜日、それに伴います議会運営委員会は、4月9日、月曜日。第2回の臨時会は、5月16日、水曜日、議会運営委員会は、5月9日、水曜日と5月15日、火曜日。いずれも午前10時からと考えておりますので御理解、御協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

委員長 ただいま、事務局から臨時会等の日程について、事前予定の依頼がありましたので、御予定のほうお願いをいたします。他に、皆さんの方で何かあれば、お願いをいたします。

意 見 な し

委員長 ないようですので、以上をもって、議会運営委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午前10時43分

議会運営委員会 委員長

議会運営委員会 副委員長